

平成25年9月定例会 防災対策特別委員会（事前）

平成25年9月24日（火）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

議事に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

黒崎委員が過疎・人権対策特別委員会から防災対策特別委員会へ所属変更され、本日の委員会より出席されておりますので、御紹介いたしておきます。

黒崎委員

よろしく申し上げます。

西沢委員長

次に、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、森本委員から調査計画書の提出がありました。内容は7月23日から7月24日まで千葉県浦安市を訪問し、東日本大震災における液状化現象の被害について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので御報告いたしておきます。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 「とくしまー0作戦」地震対策行動計画見直し（案）について（資料②）
- 災害医療支援病院の指定について（資料③）
- 徳島県広域災害医療情報システムの強化について（資料④）

三宅危機管理部長

危機管理部から9月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元にお配りしております委員会説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

防災対策特別委員会説明資料の1ページをお開き願います。

当委員会に所属いたします全部局の防災関係補正予算額を計上いたしました一覧表でございます。危機管理部における 9 月補正予算案といたしましては、表の危機管理部の欄の補正額の欄に記載のとおり 1 億 600 万円の補正をお願いするものでございます。補正後の予算額は 7 億 6,475 万 7,000 円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。

補正予算の主要事項についてその概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。右側の摘要欄①に記載のとおり、次代を開く防災の担い手の育成を推進し、県民防災力の強化につながる防災生涯学習推進フォーラムを開催する経費として 300 万円を計上するとともに、県民の津波避難意識の向上を図るため、津波被害が予想される 10 市町と連携し、各市町ごとにきめ細かく津波避難の重要性を啓発する津波防災・減災リレーセミナーを開催する経費として 200 万円を計上いたしており、危機管理政策課全体で 500 万円の増額をお願いするものでございます。

次に、南海地震防災課でございます。摘要欄①に記載いたしておりますが、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）が公表されたことを踏まえ、市町村における被害軽減への取組を更に加速させるため、早期の対応が必要となる避難路・避難施設等の整備に対し支援を行う、「とくしまー 0（ゼロ）作戦」緊急対策事業に要する経費として 1 億円を計上いたしております。また、県民防災力を強化するため、県下の携帯電話保有者に対し一斉に災害情報配信訓練を行い、地震の揺れに対する安全確保行動等を通じて、県民の防災意識の向上や情報収集手段の普及、啓発を図るための、とくしまシェイクアウト訓練実施事業に要する経費として 100 万円を計上いたしており、南海地震防災課全体で 1 億 100 万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、資料の 10 ページを御覧願います。

その他の議案等といたしまして条例案 2 件の提出を予定いたしております。

1 点目は「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」の一部改正についてでございます。災害救助法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の条ずれを整理するものでございます。

2 点目は「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の一部改正についてでございます。これにつきましても災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の条ずれを整理するものでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明については以上でございます。

なお、この際、1 点御報告させていただきます。

お手元に御配付の資料（その 1）を御覧願います。

「とくしまー 0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画の見直し（案）についてであります。東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、昨年 3 月に「とくしまー 0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画を策定し、全庁を挙げて、その取組を進めているところでありますが、昨年 12 月には震災に強い社会づくり条例が施行され、また本年 7 月には南海トラフ巨大地震被害想

定（第一次）の公表等の状況変化があったことから、これまでの進捗状況も踏まえまして、同計画の見直しを行うものであります。今回、新規事業として27項目を追加し、また14項目を拡充させ、合計で379項目の取組といたしたいと考えております。資料の2ページからは新規項目を、また6ページからは拡充項目の概要を記載いたしており、その見直し案の作成に当たりましては、防災関係者等で構成した徳島県地震対策行動計画推進委員会での御助言も踏まえ、取りまとめたところでありまして、今議会におきまして委員各位の御意見をお伺いし、計画の見直しを行った上で、その取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

小谷保健福祉部長

9月定例会に提出を予定しております保健福祉部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

表の上から2段目、保健福祉部といたしまして4億1,325万5,000円の補正予算をお願いいたしております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりです。

続いて、3ページをお願いいたします。

今回の補正予算案について御説明いたします。

まず、医療政策課の医務費の摘要欄①のア、広域災害医療体制整備事業費4,340万円につきましては、災害拠点病院等の機能を強化し、災害発生時において迅速かつ的確に救護活動を行うため、津波浸水対策やデジタル簡易無線の整備等を支援するものであります。

4ページをお願いいたします。

障害福祉課の障害者福祉費の摘要欄①のア、障害者施設の安全・安心対策推進事業費3億1,425万円につきましては、障害者が生活する施設の安全・安心を確保するため、障害者入所施設の耐震化改築及びグループホーム等のスプリンクラー設置経費を支援するものであります。児童福祉施設費の摘要欄①のア、障害児入所施設防災拠点化整備事業費5,560万5,000円につきましては、障害児入所施設あさひ学園の耐震化改築におきまして、財源を有利な社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に変更するものであります。

9月定例会の提出予定案件の説明は以上であります。

続きまして、この際、2点御報告をさせていただきます。

報告の1点目は災害医療支援病院の指定についてであります。

資料（その2）を御覧願います。

大規模災害発生時におきましては多くの医療機関が被災し、軽症者から重症者まで、あらゆる患者の方々が災害拠点病院に集中することが懸念されます。こうした場合に備えまして、災害拠点病院を支援・補完する医療機関を本県独自に災害医療支援病院として制度化し、昨年11月から各医療圏域ごとに指定を行っているところであります。また、本年度におきましても去る9月17日、東部圏域では徳島県農業協同組合連合会阿波病院を、南部

圏域におきましては那賀町立上那賀病院を、西部圏域では三好市国民健康保険市立三野病院をそれぞれ追加指定し、災害医療支援病院の圏域ごとの複数化を図りますとともに、専門医療分野を担っております独立行政法人国立病院機構徳島病院及び東徳島医療センターを新たに指定したところであります。

続いて、報告の 2 点目は徳島県広域災害医療情報システムの強化についてであります。

資料（その 3）をお願いいたします。

災害時において迅速な医療救護活動を行うため、平成 20 年度から医療機関の被災情報を収集する徳島県広域災害医療情報システムの運用を行っているところであります。この度、危機管理部が運用いたします徳島県災害時情報共有システムとの統合を図ることによりまして、これまでの医療機関の被災情報に加え、道路交通規制情報や避難所の開設状況など、医療機関周辺の被災状況を把握できるようシステムを強化いたしますとともに、登録の対象となる医療機関につきましても、これまでの救急告示病院の 35 病院から、県内全ての病院となります 114 病院へ大幅に拡大することとし、去る 9 月 11 日に運用を開始したところであります。今後とも発災直後から迅速かつ継続的に必要な医療が提供できますよう、医療体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

報告については以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

中本農林水産副部長

続きまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料 1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、上から 3 段目に記載のとおり、農林水産部といたしまして 6 億 1,574 万 5,000 円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 93 億 5,325 万 4,000 円となっております。なお、補正後の財源内訳につきましては括弧内に記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開きください。

農林水産部関係の主要事項でございます。

水産課でございますが、上から 1 段目の水産業振興費につきましては摘要欄①のア、海上避難支援事業におきまして、津波襲来時において漁船や商船などが避難する際の参考となります海上避難ガイドマップを作成するための経費といたしまして、400 万円の増額をお願いするものでございます。また、漁港建設費につきましては摘要欄①地域水産物供給基盤整備事業費、②広域漁港整備事業費、③水産物供給基盤機能保全事業費におきまして、漁港施設の地震・津波対策の実施に要する経費としまして 4 億 1,360 万円の増額をお願いするものでございます。水産課合計といたしましては、上から 4 段目の補正額の欄に記載のとおり 4 億 1,760 万円の増額となっております。

次に、農業基盤課でございますが、下から 2 段目の農地防災事業費につきましては摘要欄①耕地地すべり防止事業費、②県営老朽ため池等整備事業費におきまして、農地の保全や災害の未然防止に要する経費といたしまして 1 億 1,353 万円の増額をお願いするもので

ございます。農業基盤課合計といたしましては、6 ページ上から 2 段目の補正額の欄に記載のとおり 1 億 1,353 万円の増額となっております。

最後に、森林整備課でございますが、上から 4 段目の治山費につきましては摘要欄①治山事業費におきまして、山地災害の未然防止に要する経費といたしまして 8,461 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。森林整備課合計といたしましては、下から 2 段目の補正額の欄に記載のとおり 8,461 万 5,000 円の増額となっております。

以上で提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の 1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、下から 4 段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては今回 2 億 4,732 万 1,000 円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は 227 億 5,972 万 8,000 円となっております。また、補正額の財源につきましては右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に、7 ページをお開きください。

補正予算に係る各課別の主要事項の説明でございます。

まず、県土整備政策課でございます。鳴門合同庁舎耐震改修事業として、同庁舎の耐震改修及び防災機能強化の実施設計に要する経費 1,237 万 1,000 円の補正をお願いしております。

続きまして、住宅課でございます。耐震改修促進法改正により耐震診断が義務化された一定規模以上の病院・店舗などに対する早期の耐震診断を促進するため、補助率の引上げなど制度拡充に取り組む市町村を支援する経費など合計で 1,400 万円の補正をお願いしております。

次に、河川振興課でございます。河川・海岸の地震・津波対策に要する経費として、地震高潮対策河川事業費など合計で 1 億 600 万円の補正をお願いしております。

続いて、8 ページをお開きください。

道路整備課でございます。緊急輸送道路の橋梁の耐震化に要する経費として、緊急地方道路整備事業において 1 億 1,495 万円の補正をお願いしております。

続いて、11 ページをお開きください。

その他の議案といたしまして請負契約でございます。ア、徳島空港線緊急地方道路整備工事新長岸橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により資料記載の共同企業体が落札いたしております。

以上で提出を予定しております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

坂東病院局長

それでは、病院局関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の12ページをお開きください。

徳島県病院事業会計継続費精算報告書についてでございます。平成20年度から平成23年度までの継続費を設定いたしました中央病院改築推進事業につきまして、平成22年2月定例会及び平成23年2月定例会におきまして、継続費の年割額の変更をお認めいただいておりますけれども、この度、精算したことを報告するものでございます。

提出予定案件の説明については以上でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

小原副教育長

それでは、9月定例県議会に提出を予定いたしております教育委員会の案件につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

教育委員会における補正予算案といたしまして、総括表の下から3段目に記載のとおり3,843万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は33億5,591万4,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。施設整備課関係でございますが、高等学校費における学校建設費の①高校施設整備事業費といたしまして、県立高校天井材落下防止対策を実施するための一般維持修繕費など3,843万円を計上いたしております。

以上、9月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

森本委員

夏に南海トラフの修正版の被害想定が出ました。その中で1点だけ、今日は事前なんで。液状化防止について予算なんかもちよこちよことこれから入ってきておりますけれども、それについてちょっとお伺いいたします。

その前に、想定表の見方を私、間違えとった部分があって、もう一度、想定表の例えば家屋倒壊から液状化、そして最終、津波被害、死者にしても順番になつとるんですけど、

あの想定表の置き方というのはどういう形になっとるのか教えていただきたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員から今回 7 月 31 日に策定、公表いたしました被害想定の方の見方というような御質問でございます。今回出させていただきました被害想定におきましては、建物の被害並びに死者数及び負傷者の人的被害というのを被害の種類によりまして、揺れ、液状化、急傾斜地の崩壊、津波、火災といったようなもので分類して被害数を求めています。それで、特に液状化に関しましては、建物の主な要因となるんですけども、一つの建物におきましても液状化のほか、揺れによるもの、津波によるものなどの複数の要因で被災する建物が発生いたします。そこで、今回の想定では被害の重複いわゆるダブルカウントを避けるために、被害が発生する順に揺れ、液状化、津波の順、まずは揺れによる被害数を求めまして、残った建物のうち液状化の被害、さらに残った建物の中で津波の被害数を求めています。そういった順番で被害数を求めているという状況でございます。

森本委員

ダブルカウントがないので、実際の被害数というのは私たちが表で感じておる以上の被害になるんじゃないかなと思っております。その中で、なぜこのカウントの出し方を聞いたかという、例えば液状化では、水没した所は液状化のほうが先に来ている所もあると思うんですけども、その後、水没して分からなくなるケースも出ると思うんですけども、これも液状化が水没より先にありきですね。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、液状化の被害についての御質問でございますけども、津波浸水区域によって、津波被害を受ける建物であっても先に液状化で被害を受ける建物については、先ほどの順番で液状化被害に計上させていただいております。ただし、一部液状化で半壊した後に、津波で全壊するといった建物につきましては、津波で全壊にカウントしたといったことで、こうした推計の結果、建物被害のうち液状化によるものは全壊が 540 棟、大規模半壊・半壊が 1 万 500 棟となったところでございます。

森本委員

分かりました。今回は液状化のお話だけにするんですけども、先だって、先ほど委員長から御報告いただきましたけど、千葉県浦安市に二日間行って、いろいろ勉強してまいりました。人命が失われることは一人もなかったんですけども、都会生活の方たちでもその後のライフスタイルが大きく変わるような被害を受けて、本当に大変なことだなという思いをいたしました。それと同時に、浦安市の地形というか立地条件というのは徳島市の旧市街とほとんど同じなんですよね。いわゆるひょうたん島と言われる、大きな河川の三角州です。砂地が非常に多い。徳島の旧市街なんかも、ほとんど掘り返していったら

砂が出てきますし、当然、南海トラフのマグニチュード 8 も 9 も来たら、相当な液状化の被害が出るだろうなと思っております。そして、古くは新潟地震、あの時は県営住宅が倒壊したんですけれども、あれも液状化によってスローモーションみたいな形で倒れたんです。

私たちは今、避難所を各小学校区域ごとに、例えば徳島市の場合、逃げる場所を徳島市のほうで設定していただいております。高いマンションなんかたくさんありますけども、液状化で先に倒壊でもされてしまつたら、相当この避難場所というのも変わってくるんじゃないかな、そんな思いで浦安のほうで見てまいりました。浦安市というのはほとんどが一戸建てが多くて、そういう心配は特になかったようなんですけども、マンションももともと砂地ということで、杭を 70メートルも 80メートルも打ち込んで、マンションの傾きというのは全くなかったということを聞きました。地価がものすごく落ちてますけども、やっぱり 9,000 戸余りが家が傾いたというのは相当な被害だなと。3度傾いたら中に住めないということ、めまいがして。国で急遽、法改正をしていただいたおかげで、当初五十数軒だったのが、9,000 軒にっぺんに膨らんだわけなんですよね。1度から2度も半壊の仲間に入れてもらったということで、国から県から補助金がたくさん出たみたいな感じなんですけど。

それと今、同時に道路の復旧をやっておりました。それと特に被害がなかった道路も幹線道路は全部掘り返して、1メートルぐらい掘るって言ったんかな、そこへ砂利と新しい土を入れて道路を補強する、ライフラインを守るために。相当アスファルトが波打ったり、割れたりして、交通障害が出たという話を聞きました。徳島でもあらかじめ液状化の予測を立てている以上は、これから液状化対策というのをとっていただかなければならないんですけども、これから徳島県がやるべき、徳島市を中心に行っていく液状化対策というのは、どんなものがございませうでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今後の液状化の対策についての御質問でございますが、まず液状化の被害を予防する主な対策といったことにつきまして専門家にお伺いしたところ、主な地盤改良方法としまして、例えば地盤の密度を上げるため、砂を加えて地盤を固めるサンドコンパクションパイプ工法、あるいは地盤を固結させるためにセメント系固化剤を地中に混ぜる混合処理工法、地盤を液状化しない砕石等に置き換える置換え工法など、様々な工法があると聞いております。そういったことがございますので、危機管理部といたしましては今回の被害想定でお示しさせていただきました液状化の危険度分布図あるいは建物の被害想定など、地域や住民、自治体、企業の皆様に十分に情報提供、啓発を行うことで、今後の液状化に関する備えや対策に生かしていただきたいと思いますと考えております。

森本委員

今ある道路とか現存する県道とか県営の建物を掘り返してセメントを流し込んだり、土

を入れ換えたりはとてもじゃないけど無理と思うんですけども、新たな県発注工事で、設計において単価はちょっと上がりますけども、そういう対策をとっていったほうがいいんじゃないかなど。県土整備部あたりで検討を当然されておると思うんですけども、新たな県道工事あるいは県営の建物を造る際、こんなことは県土整備部のほうでも既に研究、指導はされておるのでしょうか。

神野道路整備課長

まず、道路の話が出ましたので、私のほうからお答えいたします。道路における液状化対策なんですけど、現在、橋梁とかボックスカルバート、それから道路橋示方書を適用する、準用する重要な構造物につきましては、建設地点の液状化の有無等を判定し、液状化する場合につきましてはその影響を考慮した設計を行っております。

森本委員

新しい物を造る場合は起こってからより先に、私は少々経費の上乗せがあっても、やっていくべきだなと思っております。それと浦安でいろいろ見て回って気が付いたのは、民間の不動産屋が宅地造成をしておるんですけども、やっぱり同じように宅地も相当深く掘り込んで、土壌改良してから家を建てて、売る。そうでないと売れないらしいですけどもね。民間もそうした努力を大分されておりました。徳島県の場合も液状化の起こる可能性が高い区域内については、民間へもそうした新たな開発をする場合に啓発、指導をしたほうがいいんじゃないかなと思う次第なんですけど、これはいかがでしょうか。

西沢委員長

小休します。（11時05分）

西沢委員長

再開します。（11時06分）

松田建築指導室長

新たな建築物に対する指導という御質問でございますけれども、現在、建築基準法におきましては、建物の基礎は建築物に作用する荷重外力を安全に地盤に伝えて、かつ地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならないというふうに規定をされてございます。こういった法文の趣旨を受けまして、現在の建築基準法におきましては、構造計算が必要な建築物に対しましては、地盤の液状化を考慮した基礎や基礎杭の構造方法等についての基準が定められておりますので、新築の建築物につきましてはこれらの基準を遵守していただくことで、被害を最小限にとどめることができるのではないかとこのように考えております。

また、木造住宅など小規模な建築物につきましては、詳細の構造計算は義務付けられて

おりませんけれども、簡単な計算と部材の使用チェック等が規定されてございまして、こういったものについては十分な指導を行ってまいりたいと思います。また、小規模な住宅につきましても液状化のマップ等も公表されておりますので、そういったもので適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

森本委員

今、お答えで建築基準法うんぬんがありましたけども、例えば浦安市は非常に豊かな町で人口密度が 1 万人ぐらい、16. 何平方キロに 17 万人も住んどる。それがもう限界らしいんですよ。ライフラインのことを考えたら、それ以上増やせない。でも、この前の液状化で人口がちょっと流出しておるんですよ。持っとる家を捨てたり、新たな流入が減ったり、団地の造成が少し減ったり。そんなんで、慌てて民間にも大分呼びかけをして、きちっとした家を建てるようにという指導を市のほうで大分しておるようです。それで、先ほど建築基準法うんぬんも言われましたけど、浦安の一戸建てというのは大体 7,000 万円、8,000 万円というのがごく平均的な家でありまして、これは建築基準法なんていうのはがちがちに守っとんよ。それでもやっぱり九千何ぼがそういうことになったわけですよ。だから、液状化まで今の業者さんでちゃんと推測できる人がおるのかな。予測つかないよね、液状化は。ここは起こりそうだなというのは分かっても、やっぱり同じ条件でないですからね。

そういう意味で、民間を思い切り指導するわけには、私はいかんと思う。お金もかかることだし、地盤改良せなあかんぞとか。だけど、この啓発はできるわけなんですよ、浦安市でこんなことになりましたというような。だから、これは家を建てる人、家を買う人両方に、私は消費税よりもっと言わないかんような話じゃないかなと。やっぱり啓発をするというのは行政しかできないことだし、業者を放っといたら自分でしませんから。民間に対する指導は、私も非常に難しいと思いますけども、啓発というのはできることであって、いろんな業界の会があると思いますので、そういう所を通じて業者さんにもきちっと啓発をしていくべきと考えますけども、いかがでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員より今後の液状化に関する啓発についての御質問でございますけれども、私ども今回、被害想定ということで液状化の危険度分布図あるいは建物被害想定を出させていただきました。そういうこともございましたので、そういった対策につきましても、地域や住民、企業の皆様に十分周知するとともに、先ほど言いました民間事業者の方に知っていただくということで、建築を指導する部局あるいは宅地造成を指導する部局と危機管理部は十分連携いたしまして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

大西委員

前の 6 月議会が終わりました、この 8 月 8 日に緊急地震速報が鳴り出しまして、私も病

院にいましたら、突然何人かの携帯電話が鳴りまして、これは地震だなという思いがしたんですけども、それが誤報であったということで、気象庁の謝罪とかもされておりました。その後、各新聞にも記事が出まして、緊急地震速報の安全避難態勢が十分であるかないかとか、関西では全列車が停止したとか。これは鳴った時に瞬間に私も思いましたけど、大きな地震だということで、南海トラフの地震が起きたのかということで、一瞬身構えたようなことでもございました。

これで、マスコミ各社はいろんな評価があつて、この誤報がよかった。よかったというのは、本番の訓練ができたとかいう観点もあるんじゃないかということでありましたし、気象庁はこんなことは二度と起こしてはならないというふうにコメントしていただきましたし、様々な評価だったと思います。この誤報がとんでもない、けしからんということもあるのかもしれませんが、そういう評価は別にいたしまして、やはり大体のマスコミの方が、一つの言い方として本番に向けての訓練とか予行演習というふうに受け止めて、今回自分がどう動いたのか、あるいは各機関がどういうふうに動いたのかということを検証すべきだという御意見がかなりあったと思います。徳島新聞にも囲みの記者席の中で、地震速報への対応を検証すべきであるという記事が載っていました。

これについて特に先ほどの部長の報告の中にはなかったものですから、やはり 8 月 8 日という閉会の期間の中で起こったことでありまして、今回は防災の事前委員会ではありませんけども、これについて県の検証を何かされて、反省点をまとめた事例集を作って、それぞれの機関に配付したとかいうようなことが新聞には載ってましたけども、私は特に県のほうから、今回の誤報で県自体のこういう問題点がありました、こういう課題が分かりましたというようなトータル的な話を聞いておりません。それがどういうふうになっているのかということ、事前ですので簡潔で結構ですから、分かりやすく教えていただきたい。

それで、新聞では事例集にして、それを各施設に示したというんですが、各施設任せでいいのかどうか。そういったことをどういうふうに危機管理部として県の各出先機関に周知徹底、かつ指導していったのか。

そして、3 点目には県の組織以外、市町村とか交通機関といったものが、列車が止まったもの、止まってないもの、バスが止まったもの、止まってないもの、非常態勢をとったもの、とってないもの、様々に県内でもあると思うんですけども、そういった県以外の、今回の誤報についていろんな情報を収集して、ゼロ作戦をやろうということですから、県だけが自分たちの検証をするということではなくて、やはり県全体で死者ゼロを目指すということであれば、特に一番大切なこの緊急地震速報の対応をどうしたかということ、県内の各機関の行動、それから問題、課題がなかったかということ、県はつぶさに調査して、県民にフィードバックして、ゼロ作戦の一つのプラス材料にしていかなきゃいけないと思うんですけども、このことについてお答えいただきたいと思います。

竹岡南海地震防災課長

去る 8 月 8 日の緊急地震速報の誤報について、その検証と対応、県あるいは県以外の機

関についてどのように行ったかという御質問でございます。8月8日につきましては気象庁のほうから、奈良県、大阪府で震度6弱から震度7の揺れを予想し、緊急地震速報が出されました。幸いにもこれは誤報ということでございましたが、県の対応といたしましては緊急地震速報が受信できる公共施設は県で118機関でございますが、この結果について後に調査をいたしまして確認を行ったところ、3機関で速報に伴う館内放送が流れていないことを確認いたしております。これらの原因でございますけれども、1施設、高等学校につきましては、電気設備の保守点検に伴う計画停電の作業時間と重複しておったということ、あるいは吉野川合同庁舎におきましては受信機器の動作不良、そして文化の森の一部庁舎におきましては、閉館時間をお知らせする放送が緊急地震速報より優先されてしまった、ちょうど閉館時間と重なっておりましたので、そういう事象が生じております。

それで、この件に関しましては、電気設備の保守点検中であつた高等学校を除きまして、速やかにこの2施設については保守業者に対応をお願いいたしたところでございます。特に緊急地震速報が優先的に放送されなかったことにつきましては、通常の訓練では分からなかった新たな課題が今回幸いにも本番に近い事象ということで明らかになったことから、重複放送となる場合の優先順位の設定について各施設に改めて確認するなど、万全を期すよう指示をいたしたところでございます。さらに、今後のJ-ALERT等の一斉情報伝達訓練に備えまして、この優先順位の調整、こういうのを含めまして、正常に行われなかった原因事例を紹介する通知を9月3日に発出したところでございます。

それと県以外の機関についてどうだったかという御質問につきましては、JR四国でございますけれども、これにつきましては列車を緊急停止させる信号が一部にしか発信されなかつたという事象を聞いております。信号が発信されたのが土讃線のみで、高德、徳島、鳴門、牟岐線などには流れなかつたということを聞いております。この原因につきましては、システムのプログラミングミスということが判明しておりますので、JR四国のほうでこれについては情報発信と一緒に改修を指示したところというふうに聞いております。また、県内のバス会社につきましても、非常に短い時間であつたことから伝達について支障が生じたというのを聞いております。これにつきましては乗務員に携帯電話で緊急地震速報の設定を行う措置をとつたというふうに聞いております。以上、こういう形で徹底なり通知をしたところでございます。

後、市町村でございますけれども、市町村につきましてはあの後、聞き取り調査を実施いたしまして、全ての市町村で正常に受信したということを確認いたしております。また、市町村に対しましても先ほどのエラー事例集、それから点検チェックシートを送付いたしまして、住民の皆さんへの確実な伝達について万全を期したところでございます。県以外の機関につきましても、速報を受けてどういうふうに初動対応したのかをそれぞれの機関で検証し、訓練等に生かしていただきたい、そういう普及、啓発に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

大西委員

今のは簡単に御説明いただくということもあったので、新聞で報道されてるような、大体それぐらいのところで御報告いただいたわけですが、まず県の機関でいえば、受信ができていなかった、流れなかった3機関について、今のであればこういう理由で流れなかったんですよということで、それを改善してくださいということだけなんですけども、文化の森なんかは優先順位を変えてなかったということなんですけども、それを優先順位を変えたということでしょうけども、高校で受信機を保守点検してたというか、工事をしてたということにつながらなかったということについては、これは意味がないんですよ。たまたまというふうに言われるのかもしれませんが、J-A L E R Tの受信機を点検するとか工事するとか一旦電源を落とすとか、こういうようなことっていうのはまああるんでしょう。

ですから、今回みたいに流れてきた時に分からないということについては何も言われなかったけども、そういったことに対応できなければJ-A L E R Tの受信機を付けている意味がないのではないかというふうに思います。1校だったとか、まれだったとか、たまたまだったとかいうふうに言われるのかもしれませんが、これを今後どういうふうにするのかというのは、危機管理部として必要なことではないのかなというふうに思いますので、もう一回その点を、どういうふうにするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、交通機関についてはやはりこれも新聞報道ぐらいの情報でございましたけども、その時間帯に走っていたバスとか列車とか公共交通機関がどれぐらいあって、どれぐらいが止まらなかったのか。あれは普通止まるでしょ。緊急地震速報が出たときに止まって、避難するということになると思うんですよ。どれぐらい、何パーセントでも結構ですけども、止まらなくて、通常どおりの運行を続けたのか。これが誤報だと分かって、動き始めるというのが適切な行動だと思うんですけども、これはどれぐらいあったのか。

それから最後に、県の118機関で3か所を除いて放送が流れたわけですけども、その時に県の職員の方々はどういうふうに対応されたか、あるいは危機管理部の方々はどういうふうに動かれたのか。私たち素人は鳴って身構えてただけども、あれあれ何も起こらないなというふうに思っただけですけども、危機管理部は身構えて自分の命をまず守らなきゃいけない。だけどその後、どういうふうな行動をとられたのか。そして、各機関はどうだったのか。115か所についてはその放送を聞いて、その機関の責任者がどういうふうな行動をとったのかというのを、全部チェックされておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

西沢委員長

その前に、私も分らんのですけども、緊急地震速報があつて、それが誤報だったということが報道されたのは、どれぐらい時間があつたんですか。すぐですか。

（「誤報というのは大分かかりましたよね」と言う者あり。）

大分時間がかかった。それまでにそういう行動、態勢をとったかどうかですね。

竹岡南海地震防災課長

気象台のほうにすぐ確認をいたしまして、すぐに誤報だという回答がございましたので……（「すぐ分かったん」と言う者あり）

西沢委員長

それで、誤報だという報道が流れるまで時間がかかりましたか。

竹岡南海地震防災課長

気象台のほうに確認をする時間がございましたので……

西沢委員長

その担当課だけでなく、一般の人に誤報だという報道がなされるまでの間というのは大分かかりましたか。その間に行動せないかん時間があったのかどうかやね。大分時間がかかったのかな。私も現場におらんかったから分からんのやけど。

（「誤報というのをマスコミが流したのは、しばらくたってからですよ」と言う者あり）

竹岡南海地震防災課長

県の中で例えば点検工事、そういったときにどういう形で対応するかという御質問がまず1点あったと思います。これにつきましては日頃システムの異常とか、それからこういう点検に要する工事とか、そういうのがございますので、そういうのは日頃から私どものほうで把握なり、あるいは施設のほうで当然そのときは周知等するなりして、伝達ができないということがないように、日頃から努めていくというようなことで対応したいと思います。日常の点検あるいは緊急地震速報については何回か訓練等もございますので、そういったものも利用いたしまして、保守点検に取り組みたいと思います。

それから、全体でどれぐらい退避行動をとったか、そういうデータを把握しているのかという点につきましては、交通機関で減速するとか、あるいは退避行動を一般の方がとられたのかとかいう形だと思いますけれども、これにつきましても県のほうで調査はいたしておりません。

大西委員

再問をします。ちょっとお答えがよく分からなかったんですけど、私の質問というのは、高校の一つで受信機が電気設備の保守点検でその時間流れない状態になってた、電気が通電してなかったのか、それとも機械を取ってたのか分かりませんが、そのようなことがあったら機械を付けてても、もし今回本当に大地震が来てたとしたら、ほかの方々は机の下に隠れてたんですけども、その流れなかった所だけはもう無防備にやられてたという

ことになるんじゃないでしょうかということ、その対策をとるように危機管理部として指導したり、今後マニュアルを変えたり、そういうことがないようにしなければいけないんじゃないかと思うんですが、そういう対応をされた、あるいは指導した、あるいはもう一回見直したみたいなことがあるのですかということですか。

竹岡南海地震防災課長

緊急地震速報の伝達につきましては、それ以外に例えばラジオでありますとか、あるいは携帯電話、こういったものもございますので、職員の方にも万が一そういう場面が生じまして、伝達することができないということがないよう、日頃からそういったもので複数、多様な伝達手段をもって対応するように周知しております。

大西委員

そういうふうなことしかとれないのかなと思いますけど、なんかそれだったら、高いお金をかけてJ-ALERTの受信機を付けて、J-ALERTの受信が直接そこに入るということをわざわざしてるのに、レアなケースかもしれませんが、保守点検してて、その間は別のメディアで、テレビであったりラジオであったり、そういった物で情報を得るよということであれば、そういうことを指導したかということなんですよ、言ってるのは。だから、それはそれでいいんだけど、そういう保守点検中で受信ができない状態の中では、そういう受信ができないような状態になるのであれば、その間はテレビをつけっ放し、NHKかなんか分かりませんが、にするとか、そういったことを必ずしておいてくださいよというふうに言うのか、ソフト面としてそういう対応をとっているのかということを知りたいんですけども、なんかちょっと他人事のような答弁には私もがっかりしました。

それでもう一つは、公共交通機関が止まったか、止まってないか、何パーセントぐらい止まったのか、退避行動をとったのかということも分からない、情報収集もしていない。これではゼロ作戦といってもゼロにはならない。バスとか列車とかに乗ってた人は、運転手が何も気付かずに、本当に大地震が起こったとしたら、列車が転覆、バスが横転というようなこともあるし、橋が落ちたらそこにどかんと落ちて、中に乗ってた人が死ぬということがあるわけですから、ちゃんと退避行動がとれなかったら困るんじゃないかなと。それに対して県はゼロ作戦と言うんだから、各公共交通機関が勝手にやることなんですよなんて言わないで、そんな情報も知らなくて、8月8日からもう1か月以上たってるんですけど、あの時はどうでしたかという後からでのチェックでもいいですし、そういうものをすべきだったんじゃないかなと。県はそういう意識で公共交通機関にも目を光らせてる、それから死者をゼロにしたいんだということを示す上でも、そういうことは必要だったんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

公共交通機関などで県内でこういった退避行動がとられたのかを把握すべきでないかという御質問でございますけれども、今回こういう誤報ではございますが、非常に現実に近いような状況が生じたという点は認識しております。こういった方法でそれをするかという点につきましては、今後ともこういう緊急地震速報が出た場合にどういった退避行動をとった方がいいのか、車に乗られている方がどういった退避行動をとるのかということも含めまして、それに対する周知とか啓発について努めていきたいと思っております。

大西委員

自分の権限の中の話ではないので、課長さんとしては答えにくいのかもかもしれません。事前ですし、確認のためということで質問してますので、もうこれ以上は申し上げません。でもやっぱり、この 8 月 8 日の大誤報というのは、多分、気象庁もいろいろチェックしてると思いますので、余りこの誤報がもうないんじゃないかなという期待を込めて、そういうふうに思うんですけども、あの時のことをこの 1 か月間ぐらいでチェックしておくということが必要だったんじゃないかなと思います。

それから、先ほど最初の質問でお聞きしましたけども、県職員の方々の対応、115 か所で聞こえた方々の対応。それから、危機管理部がすぐに気象庁に問合せをしたら、誤報でしたと電話で回答を受けたということですが、じゃあその時に誤報でしたと各機関に連絡したのか、あるいは万が一、地震が発生してた、揺れたということがあったかもしれないですし、そういう異常がないかどうかということ各機関に連絡を取り合って、あるいは被害があったら言いなさいというようなことをしたのかどうかというようなことをさっきの質問はお聞きしたかったんですけども、危機管理部はすぐさま、1 分ぐらいの間に確認して、誤報だと分かったから、誤報だったんやなと思ったということなんですけども、ほかの方々は、私なんかでもニュースで聞く以外、多分誤報やなと思ったけども、みんな誤報とは思わなかったんですよね、あの時に。だから、誤報であって何もなかったときのことはいいですけども、あったかもしれないと、局地的にここが揺れたというようなことがあったかもしれないということも想定すると、115 か所にはどうでしたかということ聞いてもよかったんじゃないかなという思いで質問しました。それは特にされてないようですけども、今の聞いて部長はどう思われますか。感想でも今後の部長としての決意でも結構ですけども、一言最後をお願いしたいと思います。

三宅危機管理部長

8 月 8 日の地震の報道に際しましては、ただいま委員からもお話がございましたように、なかなかこういった対応をとるべきかということが県下でまだまだ行き届いていない、慣れていないということがあったかと思っております。公共交通機関等におきましてもそれぞれの対応はまちまちであっただろうと思っておりますし、私どももその辺についての十分な調査というのは現段階ではできていない状況でございます。

ただ、委員からお話がありましたように、それが仮に誤報であれ、万一、我々が体感で

きない地震等でそういった報道が出ているのであれば、何らかの対応が非常に重要になってくるということはお話のとおりだろうと思います。やはり私どもは特に今回、震源が奈良県付近とか、そういった報道がすぐありましたので、そういった近い震源であれば、当然体感があるだろうという思いというのもあったわけでございます。それで、直ちに気象台にも確認をいたしましたけれども、気象台からはそういった面で今の報道自体は正しくはなかったというか、何らかの誤った情報が出たということでの話がございました。

それともう 1 点、周知するルートといたしましては、やはり気象台から県を經由し、市町村というような J - A L E R T の周知のルートというのもございますので、県は県として自ら周知すべき役割をしっかりと果たしていかなければいけないと思っております。ですから、こういう情報についてはそれぞれ発信する所がしっかりと責任を持って間違いのない情報を出していただければと思いますし、我々が伝える役割としては、頂いた情報を確実に県民の方々にも周知できるような、それは肝に銘じていきたいと考えております。

なお、その後 9 月 11 日に全国一斉の、これは国民保護の関係ですけれども、J - A L E R T の伝達訓練もございました。その際には再度そういったことがないようにということで、県有施設全てについて十分チェックし、しっかりと伝達ができていることを確認いたしております。ですから、委員お話の県内全体でどういう対応をとっていくかということについては、今後、十分関係機関とも協議をしながら、できる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

大西委員

分かりました。是非ともこれを教訓として、しっかり地震の時に対応できるような態勢をとっていただけるようにお願いしたいと思います。

それからもう 1 点だけ。8 月 8 日の誤報の後、8 月末から 9 月上旬にかけて、京都をはじめ、日本海側の都市でゲリラ豪雨、集中豪雨がありました。幸いにも徳島県は少し被害が出ましたけど大きな被害ではありませんでした。それで一つだけ、事前ですので簡単に。三、四年ぐらい前からゲリラ豪雨という言葉が出始めましたよね。異常な集中豪雨、それから最近は鳴門でも発生したようですけども竜巻、こういったものが、今まで私たちの身近にはなかったような気象状況が出現しておるわけです。そして、そういった異常な気象状況の中で異常だ異常だと言っている、東日本大震災もそうで想定外とか異常な津波でしたというので、なかなかしばらくの間はショックで、こんなのはどうしようもない、防ぎようがないというようなことで、何もできないみたいな感じがあったと思います。このゲリラ豪雨、集中豪雨もそういうようなところがあると思います。

ただ一つだけ、この事前委員会の時についてにお聞きしたいんですが、ゲリラ豪雨、異常な集中豪雨になると、特に私が住む徳島市内の地域は、ポンプでかい出さないと水がはけないんですよね。そのポンプを市や県がいっぱい付けてくれてます。そのポンプでかい出してるんですけども、そのポンプの能力が追いつかないんですよね。徳島でもそういう状況がその時にあったと思います。9 月 3 日ぐらいにありました。それで、県道は側溝を

付けてるから、県道として義務を果たしてるんだみたいなことを言われる。後は排水対策というのは徳島市がやるんですよみたいなことで、役割分担ができてるんですよみたいなことを言われますけども、その側溝を流れる量が少ないんじゃないかという気もするわけですよ。広い県道で、どさっと 1 時間に何十ミリも、70ミリ、80ミリ、100ミリも雨が降ったときに、その雨を流せるのか、ポンプまでどんどんどん運び込めるのかということを見ると、こういったものが従来の側溝の断面、容量ではもう間に合わなくなってるんじゃないか。

今回の委員会の県外視察は、非常に委員長さんと担当の濱さんが一生懸命知恵を絞ってくださって、巨大な空洞を造って排水を流し込むという放水路、地下トンネル、これは巨大ですから国土交通省のお金を使わないとできないから国土交通省がされてるんですけど、そういうのを見せていただいて、あれはよかったなと思うんです。あそこまでいかなくても、県道の元町沖洲線なんかは非常に広くしていただきましたよね。それで、あの広さで70ミリ、80ミリ、100ミリの雨が降ったときに、その側溝だけで十分なのかということが私はあると思うんです。常にあそこの元町沖洲線は水がたまるんです。交差点付近でもいつも安宅とか福島で水がたまって、それ以上行けなくて、渋滞になってしまうというようなこともある。車が水没しなくてよかったなと思ったわけですけども、そういったことを考えると、もう一回、ゲリラ豪雨、異常な集中豪雨、それから竜巻も含めていいと思いますが、そういった異常気象が発生したときの対策というものを、県土整備部も危機管理部も農林水産部も関係があるかもしれませんが、そういったもの全部に関わってくると思うんですよ。

そういったゲリラ豪雨の対策、異常気象の対策について、県が総合的に側溝を広げるとか、ポンプを増設するとかいったものをチェックして、計画を立てるべきじゃないかなと思うんですよ。もう想定外だとか異常なんですよというようなことだけで済ませてはいけないんじゃないかなと思うんです。そういう時期に来てると思うんです。来年もまたゲリラ豪雨、異常な集中豪雨があると思います、私は。だから、そういったものの対策を、お金がない中ではございますけれども、していくべきではないか、そのための対策、計画案を作るべきじゃないのかと思います。

それで、これは今も言ったように、複数の部署にまたがると思いますので、危機管理部かどこかが取りまとめをするような形でゲリラ豪雨、異常集中豪雨対策特別チームあるいは協議会といったものを立ち上げて、対策を練る必要があると思うんですけども、それに対してはどのようなお考えでしょうか。もし担当の課長さんとか次長さんとか、そういう方がいらっしゃるなら、その方でもいいし、そんなの答えられんわというようなことだったら、部長が一括して答弁していただけたらと思います。

竹岡南海地震防災課長

異常気象によるゲリラ豪雨対策など新たな事象に対して、どういう対応をしていくのかという御質問でございますけれども、現状を申し上げますと、本県の災害対応については

その基本計画である徳島県地域防災計画という計画がございまして、これに基づいて災害予防、災害応急対策、災害復旧について定めているところでございます。近年、全国各地で局地的集中豪雨が発生いたしまして、その対策が重要な防災上の課題となっているということにつきましては認識しておるところでございます。それで、例えばゲリラ豪雨対策につきましては、平成24年6月に地域防災計画の中に風水害対策計画というのがございすけれども、その中で新たに局地的集中豪雨対策というのを盛り込んでおります。これと併せて、河川の防災対策とか土砂排水対策ということで、各部局においていろんな対策が盛り込まれておりまして、それを基に総合的に水害の予防対策を推進しておるところでございます。

当部の役割といたしましては、この地域防災計画を取りまとめ、防災会議、これは有識者や防災関係機関による会議でございますけれども、ここにお諮りし、新たな災害対応が必要な場合は、それに応じて修正するというふうになっておりまして、当部がその中で災害対策本部の統括司令室ということで、中心的な役割を担っておるところでございます。ただ、個々の災害それぞれの施設に係る予防対策につきましては、それぞれの担当部局とか施設管理者が対応すべきものだというふうに考えておりますので、それぞれで対応について講じていただければというふうに思っております。

大西委員

今、課長さんから答弁がありましたけども、多分、現時点ではそういうこと、今言われたようなことしかできないということと言われたんだろうと思うんですけど、だから私が質問をして、それ以上の何かインパクトのあることをしなきゃいけないんじゃないかなというふうに言ってるわけです。ですから、道路の側溝のことだったら道路管理者でやってもらうしかないんですよと言ったらそれまでですよ。それは確かにそのとおりのんですけど、それが第三のゲリラ豪雨、集中豪雨のときに使えるような地下の見えない所に排水管を埋設するとか、それによってもっともっと水がはける速さを速くするとかいうことについて、道路管理者が要らないと言ったら、それでいいんですよっていうことではどうかなという意見なんです。

私はもうこれ以上お聞きしません、部長にも聞きません、安心してください、何も言わなくて結構です。だけど、今のお答えでは私は不十分であると思います。だから、危機管理部としてもっと総括的にこれが動くように、対策を考えられてるんだったら、その対策を事例集でありませぬけども、道路部門だったらこういうものが課題ですよ、港湾だったらこういうことが、河川だったらこういうことが課題ですよ、こういったことを危機管理部で全部集めていただいて、それでゲリラ豪雨対策、異常な集中豪雨対策の具体的な事例として、こういうことを進めていくんですよっていうことをまとめていただくだけでも私は違うと思います。そうしたら、各部で管轄している所の対策が進むのではなからうかと私は思います。だから、そういった意味では、三宅部長さん、是非ともそういう取りまとめ役であれば、しっかりと認識をしていただいて、取り組んでいただきたいと要望して終

わります。

西沢委員長

午食のため休憩いたします。（11時54分）

西沢委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

古田委員

今回の9月補正では防災減災のいろんな予算がたくさん組まれているということで、県の意気込みというのを感じるのですが、是非それぞれの事業を着実に進めていただきたいなというふうに思います。

まず、私は、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業で今回、危機管理部のほうで1億円の予算が当初予算に加えて出されているんですけども、そのことに関してお伺いしたいと思います。当初でもたくさん予算が組まれて、それぞれの市町でいろんな対策がなされていると思いますけれども、この事業は前から行われていた事業で、避難路の整備とかいろんな対策がされているんですけども、分かる範囲で、こういう事業を始めてから、どのくらいそれぞれの所で進んでいるのか、まずはお伺いしたいと思います。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業のこれまでの実績についての御質問でございますが、「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業につきましては、昨年度までは津波浸水区域にある市や町を対象に実施してきました、津波から命を守る緊急総合対策事業を拡充させた新規事業であり、今回1億円を追加させていただいております。そして、昨年度までの実績でございますが、この津波から命を守る緊急総合対策事業は平成23年度に制度を創出したしまして、昨年度までの2年間で、津波浸水区域の10の市や町を対象に、津波避難計画の策定や津波からの避難路、避難場所などの整備を支援してきたところでございます。

それで、平成23年度は予算額は補助金で5,400万円を計上いたしまして、避難路の整備といたしまして県内で44か所、避難場所や鍵ボックスの整備といった分で24か所、備蓄倉庫や資機材の整備といったことで54か所、その他、避難誘導標識、誘導灯の設置などもございます。また、平成24年度、昨年度の実績でございますが、当初予算で5,100万円、9月補正で3,000万円、合わせて8,100万円の補助金でございます。避難路の整備で43か所、避難場所や鍵ボックスの整備で41か所、備蓄倉庫や資機材の整備で98か所、その他、避難誘導標識、誘導灯の設置、津波避難計画の策定などを実施してまいりました。

古田委員

25年度になって当初予算が組まれて、16の市や町で取り組まれているんですけども、同じような避難路とか標識とか避難場所とか地震の自動解除の鍵ボックスを設置するとか、いろいろされているわけですけども、市町村からの要望にこたえていろんな事業ができていますのか。たくさんの要望があるので、今回1億円の追加予算がなされたんだと思うんですけども、今年度、24市町村にこの事業は拡大して、沿岸部だけじゃなくて、いろんな市や町で取り組んでやっていくということになってますけれども、そういったあたりはどのように把握されているんでしょうか。一応、そういう市町村に対応できるような予算になっているんですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、今年度の予算の状況と市町村の要望等につきましての御質問でございますが、今年度から「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業といたしまして、当初予算1億1,000万円余りを計上しております。支援対象は先ほども言いましたが、津波浸水区域にある10の市町から県内の24市町村に拡大したところです。現在、市町村から頂いた要望については、はっきり市町村が予算を計上している箇所には、ほとんど要望どおり配分させていただいております。しかしながら、今回、被害想定を7月31日に出させていただいたこと、市町村のほうからは対策を加速、強化させたいといったことから、多くの予算増額に関する要望が寄せられたところがございます。それで今回、市町村からの要望を踏まえまして、1億円増額の要求をさせていただいております。この予算をお認めいただいたときには市町村の要望にはしっかりと全てこたえていけるのではないかと考えております。

古田委員

これは2分の1補助ということで、それぞれ市町村もお金を出さないといけないというふうなことで、予算を組む市や町とも相談しないといけないというふうなことで、今年度は大分対応できるのではないかとというふうなお話ですけども、地域の方の要望からすれば、どこでもさっと逃げられるように避難路を造っておいてほしいとか、避難路にブロック塀なんかがあったら、あれが倒れてきて逃げることができないのではないとか、いろんな心配が出ているわけで、しっかりと対策をしてくださるようお願いをしておきたいと思えます。

次に、今回、障害者施設などの耐震改修とか耐震のいろんな予算も出ておりますけれども、6月議会でお尋ねしたところでは、幼小中高それから特別支援学校の耐震化率というのは取りまとめ中というふうなことで、お答えが頂けなかったんですけども、もう9月になりましたら、それも出ているかと思うので、どういうふうな状況かというのは分かりますでしょうか。

植村施設整備課長

公立小中学校の耐震化率についての御質問でございますが、平成25年4月1日現在におきまして、公立小中学校の耐震化率につきましては91.3パーセント、特別支援学校におきましては80.4パーセント、公立高等学校につきましては79.0パーセント、幼稚園につきましては76.2パーセントとなっております。

古田委員

それぞれ全国の順位が分かりましたらお教えいただきたいのと、保育所の問題ではいかがでしょうか。

植村施設整備課長

全国順位でございますが、公立小中学校につきましては全国17位でございます。特別支援学校につきましては全国45位、高校につきましては全国35位、幼稚園につきましては全国30位でございます。ちなみに特別支援学校は45位ということで低い順位でございますが、これにつきましては現在、盲・聾学校が改築中ございまして、池田支援学校美馬分校につきましても今、耐震化の工事中でございます。今年度中に100パーセントになる予定でございます。それと保育所につきましては所管が違いますので、すみません。

大塚地域福祉課長

保育所の耐震化率でございますが、平成24年4月1日時点で80.8パーセントとなっております。全国順位は分かりませんが、全国平均は74.8パーセントということでございます。

古田委員

高等学校の場合とか支援学校の場合は、27年度までに100パーセントにするというふうなことで取り組まれていると思うんですけども、県下の幼稚園とか小中学校とかも27年度までに100パーセントを目指しているのでしょうか。

植村施設整備課長

平成27年度末までに耐震化率100パーセントを目指しております。

古田委員

子供たちの生活する幼稚園とか小中学校というのは、何をおいても言ったら語弊があるかもしれませんが、やっぱり子供たちの小さな命を守るという点では、これは一生懸命もうちょっと頑張らないと、幼稚園なんかは76.2パーセント、小中学校の場合は大分進んで91.3パーセントまでいってますけども、25年度も入れて後3年ですよ。そういうことで着実に計画的に進める必要があると思うんですけども、それぞれの市町村と連携して、県も支援をしながら続けて頑張っていたきたいと思うんですけども、そういう点はどのように連携を取られているのか、いかがでしょうか。

植村施設整備課長

文部科学省から公表されたのが8月でございますが、その公表を受けまして、低率の市町村につきましては個別にうちのほうからも出向いて行きまして、ヒアリングをしまして、その事情等を伺っておりまして、27年度末までにどうにか頑張るよというのを個別にも指導しております。

古田委員

県だけが行うのではなくて、それぞれの市町村とも協力し合いながらやっていく事業ですので、連携を取りながら頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、県土整備部の説明で、住宅課のほうからも今回1,400万円の住宅対策推進費などが出されておりますけれども、木造住宅の耐震化は、まずは命が守れなければ逃げることもできないということで、大変急がれる事業ですけれども、まだまだ進んでいないような状況だと思うんですが、そういったあたりは今どのような現状にあるのか、今後どのように取組を進めていかれようとしているのか、お伺いしたいと思います。

松田建築指導室長

ただいま、木造住宅の耐震化事業につきまして状況のお問合せがございました。本県では平成16年度から市町村と協力いたしまして、旧耐震木造住宅の耐震化支援に取り組んできておりまして、平成24年度末までの累計でございますけれども、耐震診断支援事業につきましては1万1,804戸、耐震改修支援事業、本格改修と通常呼んでおりますけれども835戸、簡易改修を対象といたしました耐震リフォーム事業、それからその事業を拡大しました、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては191戸の実績となっております。

今年度から実施しております、南海トラフ巨大地震に備える木造住宅耐震化事業におきましては、新耐震木造住宅のうち、より明確な耐震基準が適用されるようになりました平成12年6月よりも前に着工したものを新たに耐震診断の補助対象として加えるとともに、耐震診断の結果、耐震性が残念ながら不足していた新耐震木造住宅につきまして、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業あるいは耐震改修支援事業の補助対象に加えて、事業を実施いたしております。今年度4月から8月末までの実績になりますけれども、その間に申請を頂きました戸数といたしましては、耐震診断が883戸でございます。昨年度同期と比べまして111パーセント、11パーセントの伸びということになっております。それから、本格改修でございます耐震改修支援事業につきましては98戸ということで、昨年同期比でいきますと15パーセントの伸びということになっております。それから、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては86戸ということで、対前年同期比で申しますと187パーセントという実績になっております。

今後ですけれども、耐震診断から耐震改修につなげてまいりますために、昨年度から実

施しております、耐震診断済みの住宅に対して耐震改修の実施を勧める戸別訪問に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますが、それに加えて、6月補正によって予算化を頂きました、安全・安心なリフォーム・コンシェルジュ事業を活用いたしまして、耐震改修施工者の情報でございますとか、改修事例、工事費用を掲載いたしましたパンフレットの作成、配布、あるいはリフォームコンシェルジュの訪問相談等による住宅所有者への助言や施工者についての情報提供などを行って、より踏み込んだ普及活動を行うことによりまして、更なる耐震改修の促進を図ってまいりたいと考えております。

古田委員

耐震改修の本格的な改修のほうも大分15パーセント増というふうな、対前年度比で、大分頑張ってくださいっております。そしてまた、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業は187パーセント、対前年度比でこの8月末では進んでいるというふうなことで、大変積極的な取組をしてくださっていると思うんですが、県はこの本格的な耐震改修は200戸の計画でされていると思うんです。それぞれ市町村は上乗せをしている市町村もありまして、20万円から30万円の上乗せをするというふうなことで、計画としてはその上乗せをしている所だけでも270戸分の予算を積んでいるわけです。そしたら、県は200戸の計画でありますので、もしこれを上回って出された場合は、県としては補正予算を組んで対応するというのをされるのでしょうか。

松田建築指導室長

今、御質問がございましたように、現在、県で組んでおります予算が不足した場合は、どのような対応を行うのかということでございますけれども、私どもの耐震化事業の予算として不足するというような事態になった場合は、財政担当部局に対して要求してまいりたいというふうに考えております。

古田委員

順調に進めていくためにも、上回った場合は、なかなかそこまでは今まででしたらいいようではございますけれども、是非進めていただきたいなというふうに思います。

それと、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の場合は、県が400戸の目標で取り組まれているんですね。ところが、24の市町村で10万円から50万円も上乗せの予算を組んでいる所もありますけれども、そうした24市町村を合わせても、こちらの場合は259戸で県の目標にはちょっと足りないわけですね。もっと市町村頑張ってくださいというふうなことで、県の目標に合うように引き上げてもらうことが大事だと思うんですが、そういった点はどのように取り組まれているのか、いかがでしょうか。

松田建築指導室長

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましても、市町村で耐震改修の必要性

については十分な御認識を頂いているというふうに考えておきまして、制度創設は23年度でございますけれども、平成24年度には全ての市町村で上乗せ補助を独自に実施していただいておりますし、今年度になっても上乗せ補助金の増額をしていただいている市町村もございます。今、委員からお話がありましたように、市町村の予算が不足するというような場合につきましても、市町村に対しまして積極的に働きかけをして、事業の前倒しを進めてまいりたいというふうに思っております。

古田委員

この住まいの安全・安心なリフォーム支援事業というのは一部屋からでも耐震改修ができる、それから耐震ベッドなどのようなものも入れても補助が出るというふうなことで、制度が多くの方に知られたら、使いやすい制度になってくると思うんです。それと、24市町村が県の働きかけもあって、全ての市町村で上乗せの制度を持っているということでは、本当に画期的ないい制度だと思いますので、是非大いに進めていただきたいというふうに思います。

ホームページをいろいろ探していたんですけども、市町村の上乗せについては市町村に問合せをしてくださいねというふうに書いているんですけども、せっかく24市町村全てでできておりますので、24市町村の上乗せの金額はこうですよと、さっと1ページこしらえて載せていただいたら、探している人はすぐに分かるのではないかと、わざわざまた市町村を訪ねていかないかんようなことではなくて、それが温かいやり方ではないかと思うんですけども、その工夫は是非していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

松田建築指導室長

情報が間違っているといけないというようなこともございまして、現在は市町村にお問い合わせくださいというような表現の仕方になっておりますけれども、できるだけ利用していただく県民の方に分かりやすいようなホームページにしてまいりたいと思います。

古田委員

よろしくお願ひいたします。

次に、消防団員のことでお尋ねいたします。東日本大震災で水門を閉鎖中のたくさんの消防団員の方が被災して、犠牲になってしまったというふうなことからしても、陸こうとか水門、樋門を自動化や電動化というのが是非とも必要だというふうなことで、6月議会で質問をさせていただきました。県のそれぞれの担当のほうから、電動化や自動化に向けてこつこつと取り組んでいくというふうな御答弁を頂いたんですけども、その後、消防団員に水門とか陸こうとかの閉鎖をさせるのはどうかというふうなことで、大きい地震があって津波がある場合に到達時間がそれぞれ違うので、それぞれ市町村によっては違いがあるかもしれませんけれども、調べた3割ぐらいの所では水門の閉鎖には行かない、そう

じゃなくて多くの方を避難誘導して自分の命を守るということが大事なんですよというふうなことで、そういう避難マニュアル、基準を作っているという自治体があるというふうなことが言われているんですけども、徳島県の場合はどのように対応されているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

片岡防災減災担当室長

徳島県では平成25年3月29日に現場操作員の安全を確保した上で水門、陸こう等を迅速、確実に閉鎖すること、平常時における施設整備、維持管理等について施設管理者が基本とすべき内容として、津波に対する水門、陸こう等の操作指針というのを策定しております。この中で、現場操作員が水門、陸こうを閉鎖する又は閉鎖せずに避難するかどうかという判断基準を設けております。その判断基準は準備時間と移動時間と操作時間、それと避難時間に、安全時間として10分を目安と考えてますけども、そのトータルの時間が津波到達予想時間を下回る、つまり津波到達までにその操作ができるという場合にのみ操作するというふうに定めております。

古田委員

3.11の東日本大震災の時の状況をいろいろ調査したところ、避難誘導などとする団員の避難基準というのが設けられている自治体が少なかったというふうなことで、今おっしゃったようなことをそれぞれの自治体など、消防団で決められるかもしれませんが、それぞれ津波の到達時間などは違いますので、それぞれの所でマニュアルというのは決められるかとは思いますが、市町村でそういう避難基準を作る、マニュアルを作ることがやっぱり求められているように思うんですけども、その点では徳島県の場合きちんと作っているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、市町村ごとに消防団員等の避難基準等のマニュアルを作っているのかという御質問を頂きました。消防団に関しましては、県内10の市町が津波の影響を受けるとされておるんですけども、消防団は七つの市町と一つの一部事務組合の消防団ということになっております。このうち七つの市町の消防団につきましては、必ずしも別に水防を所管しているということではなくて、消防団の活動としてということなんですけれども、対応マニュアルですとか、津波警報発令時等の消防団の取決めやマニュアルを作っております。ただ一つ、一部事務組合で消防団を持っております所につきましては、水防というのは各町が担当しておるということもありますから、消防団として水防を含めた形での統一のマニュアルというのは作ってない聞いております。水門、陸こうを閉めることに関して消防団が所管しておるわけではございませんので、消防団としてのマニュアルは作ってない所が一つあるということでございます。

古田委員

一つあるということは大体できているということですか。市町村できちんとできているのはどれだけ。

野々瀬消防保安課長

先ほども申しましたが、ちょっと分かりづらかったかもしれません。10の市町が津波の影響を受けるとされておりまして。そのうち七つの市町が1対1で、何々市消防団ですとか何々町消防団というのを持っております。後、三つの町が一部事務組合として消防団を持っておりますので、まず先ほど申し上げました七つにつきましては、独自の消防団の活動マニュアル、ただこれは水防のみということではないんですけども、マニュアルを持っております。残りの一部事務組合の3町分が、特に陸こう、樋門等を閉める等の水防活動はそれぞれ町が持っておる関係上、消防団として統一マニュアルは作っておらないということでございます。

古田委員

それと併せて、この水門閉鎖などはもう消防団の仕事からは外して、消防団も多くの方々と一緒に逃げようということで、逃げるというふうなことにしている自治体もあるわけですね。それが大体3割ぐらいあるんでないかというふうに新聞報道では書かれておりますけれども、そういった場合、担当する水門などを閉めないかん所は一つだけにして、それができたらすぐに逃げるというふうに決めている。そういったことが岩手県のある町では大変生かされて、1水門を閉めるということで、それができたらすぐに逃げたので、住民も一緒に逃がすことができ、誰も犠牲者を出さなかったというふうな所もあって、そういったことを教訓にして、どこの市や町でもそういったマニュアルを作って対応するというふうなことが、教訓を生かす上でも大事なのではないかなというふうに思うんです。ですから、その10の市や町のうち、一部事務組合の所だけが一つ残っているというようなことですが、是非そうした場合にどういうふうにするのかということに関係部署と併せて取組をしていただきたいなというふうに思います。

それと新聞報道でも、逃げるということにしても、それを回りの方に知ってもらうことが大事だと、みんなの命を守るために頑張ってくれるのが消防団でないかとかいうふうなことで、逃げるということに引け目を感じたりするようなことがあってはなりませんので、しっかりPRするというふうな、消防団もこういう場合にはこういうふうにしますというふうなことを回りの方にも知っていただいとおくというふうなことが大事だというふうなことを書いているんですけども、そういったことも併せて、是非PRにも力を入れていただきたいと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま委員のほうから、東日本大震災の教訓を踏まえて、消防団に限らず防災活動を

している皆さんそうだと思いますが、危ないときにはまずは率先避難するというのをPRしてはどうだろうかという御意見を頂いております。もちろん消防団に関しましては、地域の住民が自らの地域を守るということで活動しておられますので、恐らくマニュアル等を作られたり、それから普段の訓練等の活動の中で消防団も逃げる、ないしは率先避難をとるということで、地域の実情に応じて市町村等がPR等をされておるかと思っておりますけれども、私どもも機会がありましたら、そういった御意見を頂いたということもお伝えしたいと思っております。

古田委員

よろしくお願いたします。

次に、米軍機等の原発の上での低空飛行訓練は中止をというふうなことで、伊方原発、徳島県には関係ないとは言えないと思うんです。かつて、1988年6月25日ですけれども、伊方原発のすぐそば800メートルの所で、飛んできたヘリが、すごいスピードだったんでしょ、1回バウンドして、もう一つ山を越えて、落下して、炎上して、7人の米兵が亡くなったということがあるんです。もしバウンドしてもう一つ違った山のほうに落下しなければ、そこでもし炎上なんか起きていたら、伊方原発にも大きな影響があったんじゃないかというふうなことで、研究者の間からも大変なことであったというふうなことで、いろいろ出されておりますけれども、日米合意で原発や学校、そういった上は飛ばないというふうに約束をしているにもかかわらず、今年の3月30日に伊方原発の上を米軍機が飛んだというふうなことで、怒りの声が上がっているんですけれども、こうしたことに対して徳島県は全く関係ありませんということではないと思うんです。

もし伊方原発に米軍機などが落ちれば、瀬戸内海とか豊後水道とかいろんな海が放射能で汚れてしまうというふうなことで、私たちにも大きな影響があると思うんです。ですから、こういった問題についてどのようにお考えでしょうか。そして、オスプレイを含めた米軍と自衛隊との合同防災訓練が高知で10月に行われるというふうなことが報道されておりますけれども、オスプレイというのは沖縄から岩国基地へ行くときに佐田岬の辺りも飛んでいくというふうなことで影響があると思うんですけれども、このことに関しては県としてはどのように対応されるんでしょうか、お伺いしたいと思っております。

西沢委員長

小休します。(13時41分)

西沢委員長

再開いたします。(13時42分)

古田委員

これはだけど、四国電力との安全協定を結ぼうとかいろんなことを言われているところ

ですので、全く所管外とは思えないんですけども、そういう指摘ですので。

最後に、危機管理部が出された資料（その 1）の中で、大規模地震を想定した都市計画等の推進という中に、防災減災に資する鉄道高架事業の推進というふうなことが書かれて、26年度に都市計画決定をするというふうなことが書かれているんですけども、鉄道高架事業の現状と、防災減災に資するというふうなことを言われるんですけども、どのように生かそうとしているのか、今の現状と併せてお尋ねしたいと思います。

九十九都市計画課長

徳島市内の鉄道高架事業についてでございますけれども、切迫する南海トラフの巨大地震などに備えまして、避難路の確保、それから救命救急活動の迅速化などによります防災減災機能の強化というような面は以前からございまして、そういう面から災害に強いまちづくりを実現しようというようなことでもございましたけれども、昨年10月に県が公表いたしました津波の浸水想定におきまして、鉄道高架を計画しております沿線地域につきましては、広範にわたり浸水するというようなことの予測が出されました。それで、その地域につきましては、避難場所が少ない浸水地域でのより多くの避難路や救援路の確保、それから一時避難場所の確保、例えば高架の駅ができますと、高架の駅のホームについては大きな津波の避難タワーにもなるものだと考えておりますけれども、そういう津波浸水からの防災減災対策としても非常に有効なものというふうに考えております。

それで、現状についてでございますけれども、共同事業者でございます徳島市それから JR 四国に対して、昨年度、事業の進め方といたしまして先行案を提示し、説明をし、協議をしておるところでございますけれども、今後、県民の御意見などを踏まえた上で環境調査、それから高架の計画をさらに進めまして、平成26年度の都市計画決定に向けて必要な調査を続けていきたいというふうに考えております。

古田委員

鉄道高架の場合は 500 億円かけようという事業ですし、車両基地がまだ決まっていない状況で、私はそれよりも松茂にあるような津波防災センター、1 億円で立派な避難場所にもなる、そういうセンターを造っておりますよね。そういった物をしっかり造っていくという方向で防災減災に当たっていただきたいというふうに思います。また論議をしてまいりたいと思います。

西沢委員長

ちょっと心配なことがありまして、県の B C P がありますね。正確に言うたら業務 B C P ですか。何か心配はありませんか。今こっちから見ていると非常に心配なんです。非常に皆さん疲れ切ってます。今起こると、県庁職員はほとんどが疲れ切ってるんじゃないかな。当然、議会の前からずっと寝る時間も少なくてやってきている。それは分かるんですけども、これも県の B C P の一つじゃないのかな。今かなり枯れかけてるような人がいっ

ばいいですね。青い人から眠たそうな人から、顔を見よつたら。顔をずっと見よつたんですよ。やばいですね。そういう意味で、当然、議会在が始まりますので分かりますけれども、そうだからといって、やはりまずは健康でなかったらいかんし、体力がなかったらいかんし、そういう中での改革ができるものなら、やってほしいなと思います。これはお願いしておきます。

それから、ちょっと気になったんですけれども、前の時も言いましたけれども、今回は緊急地震速報のミスという中での話ですけれども、こういう時を捉えて検証するというのは当たり前で、そのために、例えば先ほど話が出ました検証をやりました、これはどれぐらいの人でやりましたか。私が言いたいのは、こういう時こそちゃんと調べてみるというのが必要なんで、調べ出したら膨大な量になってしまうと思うんです。そのときにその担当の職員だけでいいのか、こういう時こそちゃんと担当者だけでなくチームを作って、ちゃんと調べるということが必要なんじゃないかなと思います。そうでなかったら、そうでなくても担当者が少ないのに、それだけで終わって、今地震が起こったら担当者が真っ先に倒れますよ。まず仕事の分担も決まってるでしょうけども、そういうときの協力し合う態勢、それからこういうことが起こったときにちゃんと検証する、それこそ次につながっていきますので。

一つ例を挙げます。よく言われているエレベーターです。まず、緊急地震速報が出されたら、エレベーターはどうなりますか。エレベーターは例えば地震を感知したら最寄りの階に止まるというのがありますよね。でも、こういう緊急地震速報が出されたときには、エレベーターはそれなりの対応をとらないでしょうね。地震が発生してからでないとかかんから。ということは、緊急地震速報を人間が知って、エレベーターを止めることになるのかな。それだったら、そういうふうエレベーターの所に情報を流さんかったら、それで自分が押さんかったら、途中で止まっちゃう所もいっぱい出てきますので、これはどうなってますか。こんなん検証しましたか。

(「公共交通機関でさえ分からないんだから、各エレベーターは分かりませんよ」と言う者あり)

やってないと思うんです。だから、私いろんなことがあると思うんです、検証せないかんの。これは一つの例を挙げたんですよ。多分やってないと思います。でも、エレベーターでもそういう緊急地震速報の中で稼働すれば、最寄りの階にずっと地震が起こるまでに止まりますので。緊急地震速報が来たら、その感知装置を多少動かすか、スイッチを別にしておいて止まらせることは可能やし、人間が聞けばボタンを押すことも可能やし、いろんな対策はできますよね。だから、そういうことがもしできてなかったら、そんなこともこういう機会に調べてやるべきじゃないのかなと思うんです。これはもう質問しません。そういうことで、できたら今回のことは検証チームを作って、ちゃんといろいろ調べてほしいなと思います。

森田委員

質問でないんやけど、事前の委員会は、さっきも言やった、緊急を要するとか何とかいうことで、ほしたら、今日質問した人をどうこう言うんではないけど、どこまでが緊急を要するんか、どこまでが緊急を要しないんか、その判断は委員長がするんか、質問する人の判断に任すのか。そこらを十分、委員長のほうから指導するなり、話をするなりしてもらわんと、ほうせなんだら、何のための事前委員会やら付託委員会やら、そこらの区別の付けようがないんで、ちょっと教えてくださいませんか。

西沢委員長

小休します。(13時51分)

西沢委員長

再開いたします。(13時54分)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(13時54分)